

平成十六年法律第七十四号

総合法律支援法

目次

第一章 総則（第一条）	総合法律支援の実施及び体制の整備
第二章 総則（第二条）	（第二条～第十二条）
第三章 日本司法支援センター	日本司法支援センター
第一節 総則	（第十九条）
第二款 通則（第十三条～第十八条）	（第十九条）
第三款 設立（第二十条・第二十一条）	日本司法支援センター評議委員会
第二節 組織	（第二十一条・第二十二条）
第一款 役員及び職員	役員及び職員（第二十二条～第二十九条）
第二款 審査委員会	審査委員会（第二十九条）
第三款 業務（第三十条～第三十九条の二）	業務運営（第三十条～第三十九条の二）
第四款 中期目標等（第四十条～第四十二条）	中期目標等（第四十条～第四十二条）
第五款 財務及び会計（第四十三条～第四十七条の四）	財務及び会計（第四十三条～第四十七条の四）
第六款 雑則（第四十八条～第五十一条）	雑則（第四十八条～第五十一条）
附則	罰則（第五十二条～第五十五条）

り、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

（被害者等の援助等に係る態勢の充実）

たっては、被害者等（犯罪により害を被つた者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑法手続に適切に関与するとともに、被害者が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るために他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。

（連携の強化）

法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に

関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化が図られなければならない。

（民事法律扶助事業の整備発展）

たっては、資力の乏しい者その他の法による紛

争の解決に必要なサービスの提供を求めるこ

とに困難がある者にも民事裁判等手続（裁判所に

おける民事事件、家事事件又は行政事件に関す

る手続をいう。以下同じ。）及び行政不服申立

手続（行政不服審査法（平成二十六年法律第六

十八条）による不服申立ての手続をいう。第三

十条第一項第二号において同じ。）の利用をよ

り容易にする民事法律扶助事業が公共性の高い

ものであることに鑑み、その適切な整備及び發

展が図られなければならない。

（国選弁護人等の選任及び国選被害者参加弁護

士の選定態勢の確保）

総合法律支援の実施及び体制の整備に当

たっては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴

訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定

に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が

被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下

同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三

年法律第二百六十九号）の規定に基づいて裁判所

が少年に付する弁護士である付添人をいう。以

下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士

（総合法律支援）という。）の実施及び体制の整

備に関し、その基本理念、国等の責務その他の

基本となる事項を定めるとともに、その中核と

他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人

以外の者であつて、法律により他の法律事務

を取り扱うことを業とすることができる者をい

う。以下同じ。）のサービスをより身近に受け

られるようにするための総合的な支援（以下

「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整

備に關し、その基本理念、国等の責務その他の

基本となる事項を定めるとともに、その中核と

他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人

以外の者であつて、法律により他の法律事務

を取り扱うことを業とすることができる者をい

う。以下同じ。）のサービスをより身近に受け

られるようとするための総合的な支援（以下

「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整

備に關し、その基本理念、国等の責務その他の

基本となる事項を定めるとともに、その中核と

他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人

以外の者であつて、法律により他の法律事務

4	政府等は、前項の規定により支援センターに出资するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。
5	前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6	前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
7	政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。

第十八条 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。
--

第二款 日本司法支援センター評価委員会
---------------------

（日本司法支援センター評価委員会）
-------------------

第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
---

評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
-----------------------

一 支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。
-----------------------------

二 その他この法律によりその権限に属せられた事項を処理すること。
----------------------------------

三 評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。
---

四 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。
---

第三款 設立
--------

（理事長及び監事となるべき者）
-----------------

第二十条 法務大臣は、支援センターの長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。
---

法務大臣は、前項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を听かなければならない。
--

法務大臣は、第一項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
--

第一項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、支援センターがそ
---

は、支援センターの子法人（支援センターがそ
-----------------------

の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとす
---

る。（以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
--

（設立委員）
--------

第二十一条 法務大臣及び最高裁判所は、それぞれ設立委員を命じて、支援センターの設立に関する事務を処理させる。
--

設立委員は、支援センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び最高裁判所に届け出るとともに、その事務を引き継がなければならぬ。
--

前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。
--

（日本司法支援センター評価委員会）
-------------------

（設立委員）
--------

第二十二条 支援センターに、役員として、理事長及び監事二人を置く。
-----------------------------------

（役員）
------

第一款 役員及び職員
------------

（役員）
------

第二十三条 支援センターに、役員として、理事長及び監事二人を置く。
-----------------------------------

（役員の職務及び権限）
-------------

第三十三条 理事長は、支援センターを代表し、その業務を総理する。
----------------------------------

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して支援センターの業務を掌理する。
---

3 監事は、支援センターの業務を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
--

（理事長等への報告義務）
--------------

第二十三条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事實若しくは著しく不当な事實があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、法務大臣に報告しなければならない。
--

（理事長等への報告義務）
--------------

第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務（第四十条において準用する独立行政法規（平成十一年法律第二百三号）をい。）及び届出に係る書類並びに報告書その他の法務省令で定める書類を法務大臣に提出しようとすることができる。
---

（監事の任命）
---------

第二十五条 理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
---

（理事の任期）
---------

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれ設立による役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となりたときも、同様とする。
---

（役員の解任）
---------

第二十七条 法務大臣又は理事長は、それぞれ設立による役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となりたときも、同様とする。
---

（監事の任命）
---------

第二十八条 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第二十九条 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十条 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。
--

（監事の任命）
---------

第三十一条 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十二条 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十三条 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十四条 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十五条 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十六条 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十七条 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十八条 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。
---

（監事の任命）
---------

第三十九条 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命した



口　被害者等の援助を行ふ団体その他の者の活動に関するもの

九　犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。

十　国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

十一　支援センターの業務に関する講習又は研修を実施すること。

十二　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十三　支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人その他の営利的目的としないくは公益財団法人その他の営利目的としない

八 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用してする方法その他の方法により、一般的の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るために制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

二 イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護人等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

七 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にないことその他の事情によりこれらの方に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

している弁護士（以下「被害者参加弁護士」という。）の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。

支援センターは、第三十条第一項第一号、第3号及び第八号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならぬ。支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならぬ。

5 地方公共団体は、支援センターに対しても、その地域において行われる第三十条に規定する業務に關し必要な協力をすることができます。

**第三十二条** 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとつて利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号から第六号までの各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。  
支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めるに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるよう特に配慮をしなければならない。

**第三十一条** 前条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第八号の各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現するに資すると認められる限りにおいて行うものとする。

（業務の合目的性）

3 一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターガがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができ  
る。

第三十条第一項第二号から第四号までの業務及びこれらに附帯する業務（以下「民事法律扶助事業」という。）に関する、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同項第二号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項並びに同項第三号の業務の実施に係る援助を受けた者の費用の負担に関する事項。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同項第二号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならぬ。

第三十条第一項第五号の業務及びこれに附帯する業務に関する、これらの業務の実施に係る援助の申込みに関する事項及び当該援助を受けた者の費用の負担に関する事項

せた事務について、独立してその職務を行う。  
2 支援センター及び契約弁護士等は、その法律  
事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定す  
る契約弁護士等の職務の独立性について、分か  
りやすく説明しなければならない。

(業務方法書)

**第三十四条** 支援センターは、業務開始の際、業  
務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなけ  
ればならない。これを変更しようとするとき  
も、同様とする。

前項の業務方法書には、次に掲げる事項その  
他法務省令で定める事項を記載しなければなら  
ない。

力を求めることができる。  
**(支援センターの職員である弁護士の資質の向上等)**

**第三十二条の二** 支援センターは、支援センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体との連携の下、地域の関係機関との連絡調整その他の当該弁護士の職務の円滑な遂行に必要な措置を講ずるとともに、研修その他の方法による資質の向上に努めるものとする。

**(契約弁護士等の職務の独立性)**

**第三十三条** 契約弁護士等は、支援センターが第三十条第一項又は第一項の業務として取り扱わ

6 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協

**第三十五条** 支援センターは、第三十条に規定する業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱わせる法律事務の処理に関する規程（以下「法律事務取扱規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

法律事務取扱規程には、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置に関する事項その他の法務省令で定める事項を記載しなければならない。

**第三十六条** 前条第三項から第六項までの規定は、法律事務取扱規程について準用する。  
(国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約款)  
六号の業務の開始前に、国選弁護人等及び国選支援センターは、第三十条第一項第

6 法務大臣は、第一項の認可をした業務方法書が業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。  
(法律事務取扱規程)

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

3 沿海又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正化の意見を聽かなければならない。

帶する業務に関する事項  
五 第三十条第二項の業務に関する事項  
六 第三十条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項  
て行う業務の内容に関する事項  
役員（監事を除く。）の職務の執行がこの  
書き込みはこの場合、この二つを意味する。

第三十条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項、第三十九条の二第三項及び第三十九条の三第三項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

第三十条第一項第九号の業務及びこれに附

被害者参加弁護士の事務に関する契約額を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等)  
**第三十八条の二** 支援センターは、犯罪被害者等

2 前項の場合においては、少年法第三十一条の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人の

中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

<sup>2</sup> 前項の契約約款には、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、

2 保護法の規定に基づいて国選被害者参加弁護士契約候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士の中から指名しなければならない。  
支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。  
(国選弁護人の報酬等請求権の特則等)

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 少年法第二十二条の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

一 賠償及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

該各号に定める費用も同項の費用とする。

務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二　総合法律支援の充実のための措置に関する事項

三　提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四　業務運営の効率化に関する事項

五　財務内容の改善に関する事項

六　その他業務運営に関する重要事項

前項に規定する報酬及び費用の算定の基準を定めるため必要な事項は、法務省令で定める。

4 第三十四条第三項から第六項までの規定は、第一項の契約款について準用する。

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに関して、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約款によらなければならぬ。

(国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第六号の業務に関し、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(国選弁護人等の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法又は少年法の規定により国選弁護人等を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の事務を取り扱わせるものとする。

2 第二項の規定は、適用しない。

第一項の場合は、刑事訴訟法第三十八条规定する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士、当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

前項第一号に掲げる国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第八十八条の規定にかかるらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に關し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならぬ。

（国選付添人の報酬等請求権の特則等）

第三十九条の二 国選弁護人等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二条の三第四項の規定は、適用しない。

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者等保護法第十四条第四項の規定によるもの。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十七条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該被害者等保護法第十四条第四項の規定によるもの。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者参加弁護士契約弁護士士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第十四条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士による費用の額の算定に関し、支援センターに対応する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときは、同様とする。

更しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所に通知しなければならない。

(中期計画)

**第四十一条** 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、法務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 五 短期借入金の限度額
- 六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 八 剰余金の使途
- 九 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

**第三款 沿料及び弁護士費用**  
裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に關し、支援センターに対しても必要な協力を求めることができる。

## 五 短期借入金の限度額 及び資金計画

3 2 護人等を付すべきときは、支援センターに交付し、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

支援センターは、国選弁護人等契約弁護士が

裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に關し、支援センターに対し必要な協力を求めることができる。

支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。

泊料及び報酬  
裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に關し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

四 予算（人件費の見積りを含む）  
及び資金計画  
五 短期借入金の限度額  
六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画  
七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、そ

国選弁護人等に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の事務を取り扱わせるものとする。

(国選付添人の報酬等請求権の特則等)  
**第三十九条の二** 国選弁護人等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二条の三第四項の規定は、適用しない。

関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

八 九 の計画  
剩余金の使途  
その他の法務省令で定める業務運営に関する事項





第四十六条中期計画、国立研究開発法人の十五条第三項に規定する中期計画										第二項									
第五十条の政令					第五十条の政令					第五十条の政令					第五十条の政令				
第一号		四第二項第一号		四第二項第二号		四第二項第三号		四第二項第四号		四第二項第五号		四第二項第六号		四第二項第七号		四第二項第八号		四第二項第九号	
(財務大臣との協議)	第六十四条この法律	第六十五条この法律	第六十六条この法律	第六十七条この法律	第六十八条この法律	第六十九条この法律	第七十条この法律	第七十一条この法律	第七十二条この法律	第七十三条この法律	第七十四条この法律	第七十五条この法律	第七十六条この法律	第七十七条この法律	第七十八条この法律	第七十九条この法律	第八十条この法律	第八十一条この法律	
第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項たゞし書若しくは第二項たゞし書、第四十七条の二第一項、第二項若しくは第三項たゞし書、第四十七条の三第一項又	二 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	三 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	四 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	五 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	六 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	七 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	八 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	九 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一〇 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一一 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一二 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一三 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一四 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一五 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一六 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一七 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	一八 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。	

は第四十七条の四第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十一条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第四十五条第三項又は第四十六条第一項の規定をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

**第五十条** 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二条）その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターや国又は独立行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とみなして、これらの法令を準用する。

(法務省令への委任)

**第五十一条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

**第四章 嘲則**

**第五十二条** 第二十七条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十三条** 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支援センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

**第五十四条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十三条第四項若しくは第五項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

- 五 第三十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六 第三十四条第六項（第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第五項の規定による法務大臣の命令に違反したとき。

七 第四十一条の二第一項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第四十二条の二第一項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しないかつたとき。

十 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

十一 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十二 支援センターの子法人の役員が第二十三条第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第十五条 第十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章（第一節第一款及び第三款、第三十一条、第三十一条、第二十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条（準用通則法第三条、第八条第一項、第十一条、第十六条及び第十七条を準用する部分に限る。）並びに第五十一条を除く。）、第四章（第五十四条、第四号及び第五十五条を除く。）並びに附則第十一条から第十五条まで、第十七条（法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十号の改正規定を除く。）、第十八条及び第十九条の規定

二 第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第五十四条第四号並びに附則第六条及び第八条の規定

（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

法の廃止の時において支援センターに承継されるものとする。

- |  |   |
|--|---|
| <p>三　附則第十条の規定 第一号に定める日又は行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）の施行の日のいすれか遅い日</p>   | <p><b>第二条</b> 支援センターは、その成立後、第三十条の規定の施行前においても、同条に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。<br/> <b>(権利義務の承継)</b></p>   |
| <p><b>第三条</b> 支援センターの成立の際、第三十条に規定する業務の準備に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、支援センターの成立の時において支援センターが承継する。</p>  | <p><b>(国有財産の無償使用)</b></p>   |
| <p><b>第四条</b> 最高裁判所長官は、第三十条第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護人等の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センターの用に供するため、これに無償で使用させることができる。</p>  | <p><b>(名称の使用制限に関する経過措置)</b></p>   |
| <p><b>第五条</b> この法律の施行の際現に日本司法支援センター（この名称を使用している者については、第十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。）は、第十八条の規定を用いては、第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p>   | <p><b>(民事法律扶助法の廃止)</b></p>  |
| <p><b>第六条</b> 民事法律扶助法（平成十二年法律第五十五回）は、廃止する。</p>   | <p><b>(財団法人法律扶助協会からの引継ぎ)</b></p>  |
| <p><b>第七条</b> 財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員又は支援センターに対し、民事法律扶助法の廃止の時において現に扶助協会が有する権利及び義務のうち、民事法律扶助事業の遂行に伴い扶助協会に属するに至つたものを、支援センターにおいて承継すべき旨を申し出ることができる。</p>  | <p>2 設立委員又は支援センターは、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、法務大臣の認可を申請しなければならない。</p>  |
| <p>3 前項の認可があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、民事法律扶助</p>   | <p>法の廃止の時ににおいて支援センターに承継されるものとする。</p>  |
| <p><b>第八条</b> 附則第六条の規定の施行前にした行為に対する民事法律扶助法の罰則の適用について<br/> <b>(民事法律扶助法の廃止に伴う罰則に関する経過措置)</b></p>   | <p><b>(その他の経過措置の政令への委任)</b></p>   |
| <p><b>第九条</b> 附則第二条から第五条まで及び前二条に定めるもののほか、民事法律扶助法の廃止に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。</p>  | <p><b>(施行期日)</b></p>  |
| <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>   | <p><b>(施行期日)</b></p>  |
| <p><b>附 则</b> （平成一七年七月二六日法律第八〇号）抄</p>  | <p><b>(施行期日)</b></p>  |
| <p>この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。</p>  | <p><b>附 则</b> （平成一九年六月二日法律第六八号）抄</p>  |
| <p>この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p>   | <p><b>(施行期日)</b></p>  |
| <p>この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。</p>  | <p><b>附 则</b> （平成一九年六月二日法律第六八号）抄</p>  |
| <p>この法律は、公法の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>  | <p><b>(施行期日)</b></p>  |
| <p>第一項、第二項及び第五項の改正規定に限る。）の規定 総合法律支援法第三十四条第二項第一項、第二項及び第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二号並びに第三十六条の見出し並びに同条第一項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「<b>（検察官が関与する場合の）</b>」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「<b>（抗告審における国選付添人）</b>」に改め、</p> | <p><b>二 第一条</b> （少年法第二十二条の三の見出し中「<b>（検察官が関与する場合の）</b>」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「<b>（抗告審における国選付添人）</b>」に改め、</p> |

同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。)及び第四

- 同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。及び第四条（総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定、総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

**附 則** （平成一〇年四月二三日法律第一九号）抄  
(施行期日)

**第一号** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この法律による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**第二号** 施行日前に日本司法支援センターが行った財産の譲渡であつて、施行日において前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十八条において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして法務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第三十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七号)**

(施行期日) **抄** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二五年六月一二日法律第三号)**

(施行期日) **抄** (平成二五年六月一二日法律第三号)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号)**

(施行期日) **抄** (平成二六年六月一三日法律第六号)

1 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定(公布の日)

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

**第十二条** 第五十六条の規定による改正後の総合法律支援法(以下この条において「新支援法」という。)第二十三条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第二十三条の二並びに新支援法第四十八条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本司法支援センター(以下この条において「支援センター」という。)の理事長又は監事である者の任期(補欠の支援センターの監事(補欠の支援センターの監事を除く。)の任期に係る新支援法第四十八条において読み替えて準用する新通則法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に日本司法支援センター(以下この条において「支援センター」という。)の理事長又は監事である者は、施行日の翌日以後最初に任命される支援センターの監事(補欠の支援センターの監事を除く。)の任期に係る新支援法第四十八条において読み替えて準用する新通則法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

て読み替えて準用する新通則法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるもの」とし、「任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む日本司法支援センターの」とする。

**附 則 (平成二八年六月三日法律第五三号)**

(施行期日) **抄** (平成二八年六月三日法律第五三号)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年六月三日法律第五三号)**

(施行期日) **抄** (平成二八年六月三日法律第五三号)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年六月三日法律第五三号)**

(施行期日) **抄** (平成二九年六月三日法律第五三号)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。